

# **流山市通学路安全対策プログラム**

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成31年4月改正

流山市通学路安全対策推進会議

## 1 流山市通学路安全対策プログラム策定の経緯と目的

平成24年4月以降、全国各地で登下校中において、児童及び生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の確保を目的に関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

流山市では、平成24年7月に各小学校の通学路において学校、保護者、警察、道路管理者、教育委員会による緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議し、安全対策を講じてきました。引き続き通学路の安全対策に向けた取組みを行うために、「流山市通学路安全対策プログラム」を策定し、関係機関が連携して、児童及び生徒が通学することができるように通学路の安全確保を図ってきました。

平成30年5月に新潟県新潟市において、下校中の児童が殺害される事件が発生しました。本件を受けて、同年6月22日に開催された「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において「登下校防犯プラン」が取りまとめられました。

これを受け、本市においても、本プログラムに登下校時における総合的な防犯等の複合的な観点を取り入れ、新たに防犯関係者を構成員として追加することで関係機関が一層連携して児童及び生徒が安全に通学することができるように本プログラムを一部改正するものです。

## 2 通学路安全対策推進会議の設置

各関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「通学路安全対策推進会議」を設置しました。

- ・千葉県東葛飾土木事務所
- ・流山警察署交通課
- ・流山警察署生活安全課
- ・流山市小中学校校長会
- ・流山市PTA連絡協議会
- ・流山市市民生活部コミュニティ課
- ・流山市土木部道路管理課
- ・流山市教育委員会教育総務部教育総務課

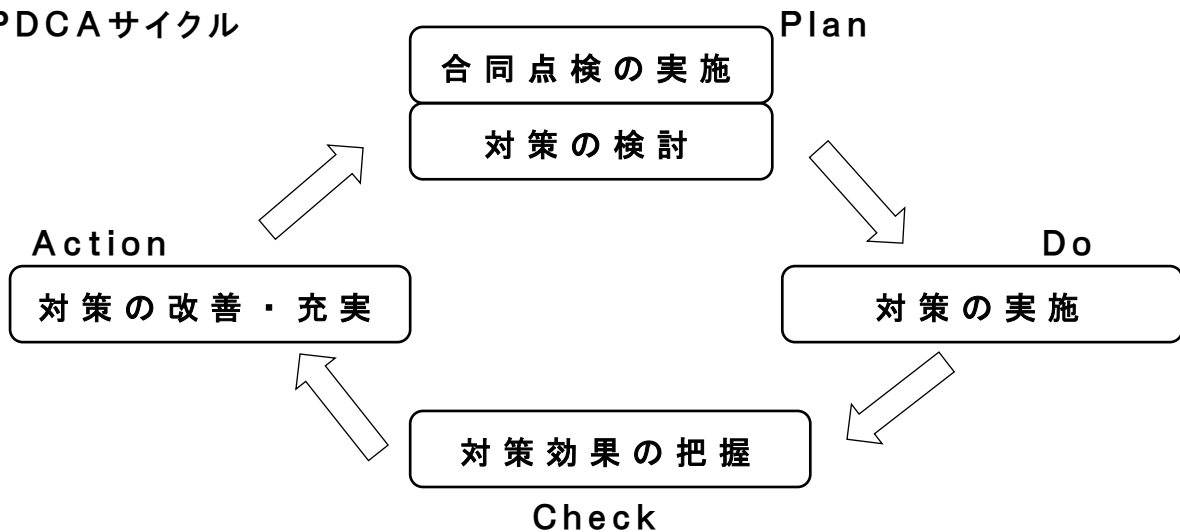
### 3 取組み方針

#### (1) 基本的な考え方

組織的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行き、対策の改善・充実を行います。

これらの取組みを繰り返し実施することで、通学路における児童及び生徒の安全性の向上を図っていきます。

#### PDCAサイクル



#### (2) 定期的な合同点検

##### ① 合同点検の実施時期等

- ・市内の各小学校の通学路を毎年1回、合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、事前に通学路安全対策推進会議を開催し合同点検箇所について、協議を重ねた上で実施します。
- ・実施時期は、概ね毎年6月から8月です。

##### ② 合同点検の体制及び対策案の作成

- ・各小学校に、学校関係者、道路管理者、警察及び教育委員会等が参加する合同点検を行い、対策案を作成します。

#### (3) 対策の実施

合同点検で作成した対策案について、関係機関等に対策を講ずるよう要請し、実施状況を把握します。

#### **4 対策効果の把握**

合同点検結果に基づき対策を講じた箇所等について、各学校等から対策効果を把握します。また、対策効果結果を踏まえて、対策内容の見直しを行います。

#### **5 箇所図及び箇所一覧表の公表**

合同点検結果や対策内容について、関係者機関で認識を共有するために各小学校の「対策一覧表」等を市ホームページにて作成し公表します。

#### **6 その他**

平成31年2月現在、流山市内で土地区画整理事業が施行されていることから、同事業が終了するまで施行者（流山市を除く）も、本プログラムに参加することとします。